



島根県社会的養育推進計画(素案)の概要

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景

- ・令和4年改正児童福祉法において「児童等に対する家庭及び養育環境の支援強化」と「児童の権利擁護が図られた児童福祉施策の推進」のための改正が行われました
- ・これを受け、国から発出された策定要領『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知）』に基づき、現行の「島根県社会的養育推進計画」（計画期間：令和2年度～令和11年度）を全面的に見直し、新たな計画を策定するものです

(2) 計画の位置づけ

- ・代替養育を必要とする子ども(*)の数を見込んだ上で、県における社会的養育体制整備の基本的な考え方と取組の方向性について定める計画とします
- ・子育てに不安や困難を抱える家庭への支援の充実や、里親・ファミリーホームへの委託の推進や社会的養護経験者等の自立支援など、県（児童相談所）、市町村、里親、施設等の関係先が取り組むべき事項を示します
- ・「島根創生計画」や「次期しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）」などとの整合を図ります

(3) 計画の期間

- ・令和7年度～令和11年度（5年間）



(*)・保護者のない子どもや、保護者による家庭での養育が困難な子どもで、里親・ファミリーホームに委託又は児童養護施設に入所している子ども
・要保護児童対策地域協議会が把握している支援が必要な家庭の子どもで、リスクが高く措置につながる可能性がある子ども



島根県社会的養育推進計画(素案)の概要

2 計画の内容

(1) 目指すべき将来像

「すべてのこどもたちが、笑顔で安心して暮らせるしまね」

・子どもの最善の利益の実現に向けて、全てのこどもが健全に育成される権利を持つことを踏まえ、こどもが不利益を被ることがないよう十分に配慮するとともに、虐待の未然予防と早期発見、早期対応や社会的養護を必要とするこどもや家庭への専門的で適切な支援の実施などを通じて取り組んでいきます

(2) 全体目標(柱)

① 虐待の未然予防と早期発見、早期対応

・母子保健との連携 ・リスクアセスメント ・家庭支援事業等の充実
【主な関係機関】 市町村(こども家庭センター)、母子関係機関、県・児相、里親等、乳児院・児童養護施設等

② 社会的養護を必要とすることもや家庭への専門的で適切な支援の実施

・里親等の養育レベルの向上 ・施設の小規模化、分散化、高機能化等 ・社会的養護経験者等への自立支援
【主な関係機関】 県・児相、里親等、乳児院・児童養護施設等、市町村(こども家庭センター)

③ 当事者である子どもの権利擁護

・子どもの権利に関する理解促進 ・措置児童等を対象とした意見表明 ・社会的養護施策策定の場への当事者の参加
【主な関係機関】 県・児相、里親等、乳児院・児童養護施設等





島根県社会的養育推進計画(素案)の概要

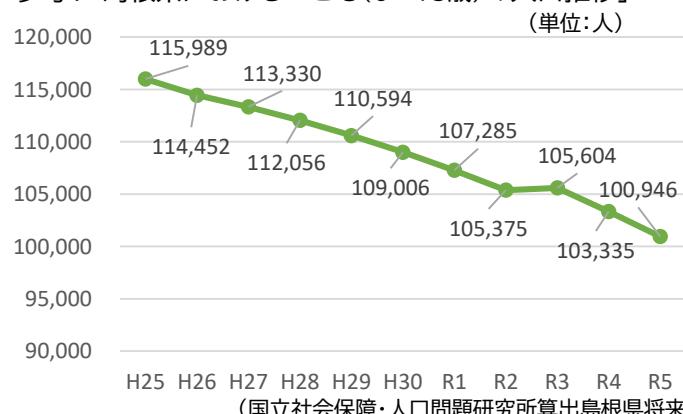
2 計画の内容

(3) 代替養育を必要とすることの数の見込み

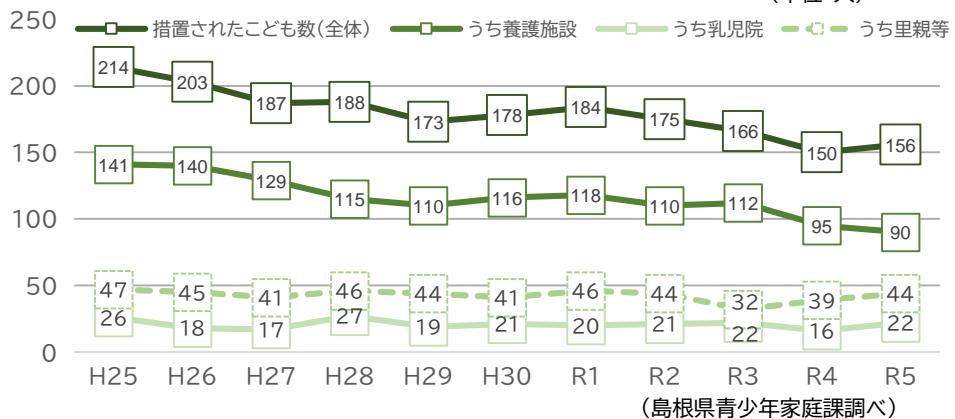
(単位:人)

年度		R6.5月		R7		R8		R9		R10		R11	
児童人口		98,644		96,341		93,522		90,703		87,884		85,065	
代替養育を必要とする子どもの数	措置児童数	158	242	156	238	152	231	147	224	142	217	138	210
	在宅児童数	84		82		79		77		75		72	
内訳	3歳未満	措置児童数	20	31	19	19	29	18	28	17	27	17	27
		在宅児童数	11		11	10		10		10		10	
	3歳以上就学前	措置児童数	23	35	23	22	34	22	33	21	32	20	31
		在宅児童数	12		12	12		11		11		11	
	学童期以降	措置児童数	115	176	113	110	168	107	163	103	158	100	153
		在宅児童数	61		60	58		56		55		53	

「参考1 島根県における子ども(0~18歳)の人口推移」



「参考2 島根県における措置された子どもの数の推移」 (単位:人)





島根県社会的養育推進計画(素案)の概要

2 計画の内容

全体目標① 虐待の未然予防と早期発見、早期対応

- 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 児童相談所の強化等に向けた取組



主な内容	評価指標等
・こども家庭センターによる母子保健と児童福祉の一体的相談体制により、支援を要する家庭に切れ目なく寄り添い、支援プランを作成しながら効果的に支援を開始するために、地域の実情に合わせて児童養護施設、乳児院、里親等を活用した家庭支援事業等の充実を図ります	こども家庭センター設置市町村数 【R6現在】15市町村 → 【R11目標】19市町村
・県と市町村が連携して、支援を特に必要とする妊産婦等との関係構築と、そのニーズに応じた支援の包括的提供を行います	妊産婦等への支援者研修実施回数、受講者数 【R6現在】2回;66人 → 【R11目標】3回;90人
・児童福祉司等の専門職の適正な配置や、研修の実施等による専門性の向上などによる児童相談所の強化に取り組みます	国から示されるプランに沿った児相への専門職の配置



島根県社会的養育推進計画(素案)の概要

2 計画の内容

全体目標② 社会的養護を必要とすることもや家庭への専門的で適切な支援の実施

- 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【再掲】
- 一時保護改革に向けた取組
- 代替養育を必要とすることのパーマネンシー保障(*)に向けた取組
- 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 児童相談所の強化等に向けた取組【再掲】
- 障害児入所施設における支援

(*)子どもの最善の利益を図るために「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場」を保障すること



主な内容	評価指標等
・一時保護された子どもの権利擁護の観点から、第三者評価を活用するなど一時保護された子どもの立場に立った質の高い支援を目指します	第三者評価を実施している一時保護施設 【R6現在】未実施 → 【R11目標】R7に4か所で実施(実施率100%)以降、継続的な実施を検討
・市町村による家庭支援事業の活用や児童相談所における親子再統合事業の実施など、関係機関が連携して親子関係再構築支援に取り組みます	親子再統合支援事業の児童相談所での実施件数 【R6現在】未実施 → 【R11目標】4回
・里親等が安心して委託を引き受けられるよう、里親支援センターを設置するほか、里親同士の連携を図り、レスパイトケアを進めること等により、里親委託率の向上に努めます	里親委託率 【R6現在】 3歳未満 21.1% → 75.0% 3歳以上～就学前 52.0% → 75.0% 学童期以降 25.2% → 50.0%
・児童養護施設・乳児院等のそれぞれの特色や強みを生かして小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換を図ります	児童家庭支援センター及び里親支援センターの設置数 【R6現在】設置なし → 【R11目標】各1か所
・社会的養護経験者等の実情を把握し、必要な支援が受けられるよう、関係機関と連携して相談・助言及び相互交流できる場の開設を検討します	社会的養護自立支援拠点事業の実施 【R6現在】未実施 → 【R11目標】1か所
・障害児入所施設において「できる限り良好な家庭的環境」の下での支援を実施します	「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数 【R6現在】5施設(県内全ての施設で整備済み)



島根県社会的養育推進計画(素案)の概要

2 計画の内容

全体目標③ 当事者である子どもの権利擁護

- 当事者である子どもの権利擁護の取組
- 一時保護改革に向けた取組【再掲】
- 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【再掲】
- 児童相談所の強化等に向けた取組【再掲】



主な内容	評価指標等								
<p>・令和4年改正児童福祉法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することが県の業務に位置付けられ、一時保護決定時の意見聴取等措置や意見表明等支援事業など、子どもの権利擁護に関する取組について拡充されたことから、県において、これらの取組を積極的に進めます</p>	<p>第三者による意見等表明支援事業の実施 【R6現在】未実施 ↓ 【R11目標】利用可能な子どもの数160人・実施率37.6%</p> <p>措置児童等の権利擁護に関する取組に係ることも本人の認知度、利用度、満足度</p> <table><thead><tr><th>【R6現在】</th><th>【R11目標】</th></tr></thead><tbody><tr><td>認知度 91.9%</td><td>→ 100%</td></tr><tr><td>利用度 83.8%</td><td>→ 90%</td></tr><tr><td>満足度 92.7%</td><td>→ 100%</td></tr></tbody></table>	【R6現在】	【R11目標】	認知度 91.9%	→ 100%	利用度 83.8%	→ 90%	満足度 92.7%	→ 100%
【R6現在】	【R11目標】								
認知度 91.9%	→ 100%								
利用度 83.8%	→ 90%								
満足度 92.7%	→ 100%								



島根県社会的養育推進計画(素案)の概要

3 計画策定のスケジュール(予定)

	令和6年						令和7年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画骨子の審議	●策定検討委員会 ◎ワーキング								
計画たたき台の審議		◎ワーキング	●策定検討委員会						
計画素案の審議				◎ワーキング	●策定検討委員会				
島根県議会常任委員会への素案を報告						■常任委員会			
パブリックコメントの実施						★パブリック 12/17~1/10 コメント ➔			
計画案の審議						◎ワーキング	●策定検討委員会		
島根県議会常任委員会に案を報告								■常任委員会	
パブリックコメントへの回答								★回答 (県ホームページに掲載)	
計画策定・公表									☆策定公表

●島根県社会的養育推進計画策定検討委員会

◎島根県社会的養育推進計画策定検討委員会ワーキング

(①パーマネンシー保障・里親WG、②施設小規模・多機能化及び自立支援WG、③児相体制強化・一時保護改革及び権利擁護WG、④市町村こども家庭支援体制構築WG)